

国立大学法人京都大学教職員懲戒規程新旧対照表

改正前	改正後
(前 略)	
(懲戒の原則)	(懲戒の原則)
第2条 懲戒処分は、総長が行う。	第2条
2 教員の懲戒処分は教育研究評議会(以下「評議会」という。)の、その他の職員の懲戒処分は人事審査委員会の審査の結果によるものでなければならない。	2
3 (略)	3
(中 略)	
(審査申立て)	(審査の申立て)
第4条 所属長は、所属する教職員に懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、懲戒処分を行うべき事実があると認めるときは、根拠資料及び懲戒処分の量定に関する意見を添えて、総長に対して審査申立てを行う。	第4条
2 (略)	2
(懲戒審査特別委員会)	(懲戒審査特別委員会)
第5条 評議会は、案件ごとに、懲戒審査特別委員会を設置し、審査に当たらせる。	第5条
2 懲戒審査特別委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、第1号の者を委員長とする。	2
(1) 教員制度担当の理事	
(2) 評議員 5名程度	
3 前項第2号の委員は、評議会の議を経て、総長が指名する。	3
4 (略)	4
(中 略)	
(審査の手続)	(審査の手続)
第7条 懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会(以下第11条までにおいて「委員会」という。)は、審査説明書を作成し、審査を受ける者に交付する。	第7条
第8条 委員会は、審査を受ける者が審査説明書を受領した後5日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面による陳述の機会を与える。	第8条
2 (略)	2
3 委員会は、陳述の請求を受理したときは、口頭陳述については陳述の日時及び場所など、書面陳述については提出期日などを、当該陳述の日時又は期日の2日前までに、文書により、審査を受ける者に通知する。	3
4 (略)	4
第9条 委員会は、審査を申し立てた所属長に対して、会議への出席を求めて事実調査の内容を聴取するとともに、補充の事実調査を指示することができる。	第9条
2 (略)	2

(同 左)

改 正 前	改 正 後																											
<p>第10条 委員会は、審査の結果につき書面を作成し、懲戒処分を要するとする場合には、懲戒処分書及び処分理由書の案を添えて、教員については評議会に、その他の職員については総長に報告する。</p> <p>第11条 前4条に規定するもののほか、審査に關し必要な事項は、評議会又は委員会が定める (懲戒審査特別委員会を設置しない場合)</p> <p>第12条 第5条第1項の規定にかかわらず、評議会は、案件の性質により適当と認めるときは、懲戒審査特別委員会を設置しないことができる。この場合における審査の手続は、第7条から第10条までに定めるところに準じて行う。 (中 略)</p>	<p>第10条</p> <p>第11条</p> <p>第12条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(退職の申出があった場合の手続)</p> <p><u>第14条の2 第4条第1項に規定する懲戒事由に該当する事実がある疑いが生じた教職員から退職の申出があったときは、懲戒審査特別委員会の審査の結果に基づき教員の懲戒処分を行う等、当該教職員に係る審査期間を短縮することができる。この場合における審査の手続については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用し、第12条の規定は、適用しない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替える規定</th> <th style="text-align: center;">読み替えられる字句</th> <th style="text-align: center;">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2条第2項</td> <td style="text-align: center;">教育研究評議会 (以下「評議会」という。)</td> <td style="text-align: center;">第5条第1項に規定する懲戒審査特別委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5条第1項</td> <td style="text-align: center;">評議会</td> <td style="text-align: center;">総長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5条第3項</td> <td style="text-align: center;">評議会の議を経て、総長が</td> <td style="text-align: center;">総長が</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7条</td> <td style="text-align: center;">懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会 (以下第11条までに於いて「委員会」という。)</td> <td style="text-align: center;">総長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8条第1項</td> <td style="text-align: center;">委員会</td> <td style="text-align: center;">総長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5日以内</td> <td style="text-align: center;">2日以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8条第3項</td> <td style="text-align: center;">委員会は、陳述の請求を受理したとき</td> <td style="text-align: center;">総長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5日前</td> <td style="text-align: center;">2日前</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第2条第2項	教育研究評議会 (以下「評議会」という。)	第5条第1項に規定する懲戒審査特別委員会	第5条第1項	評議会	総長	第5条第3項	評議会の議を経て、総長が	総長が	第7条	懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会 (以下第11条までに於いて「委員会」という。)	総長	第8条第1項	委員会	総長		5日以内	2日以内	第8条第3項	委員会は、陳述の請求を受理したとき	総長		5日前	2日前
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																										
第2条第2項	教育研究評議会 (以下「評議会」という。)	第5条第1項に規定する懲戒審査特別委員会																										
第5条第1項	評議会	総長																										
第5条第3項	評議会の議を経て、総長が	総長が																										
第7条	懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会 (以下第11条までに於いて「委員会」という。)	総長																										
第8条第1項	委員会	総長																										
	5日以内	2日以内																										
第8条第3項	委員会は、陳述の請求を受理したとき	総長																										
	5日前	2日前																										

改 正 前	改 正 後		
<p>(懲戒に相当する量定の認定)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定は、就業規則第48条の3の規定による退職した者又は解雇された者に係る就業規則第48条各号の懲戒に相当する量定の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表は略)</p>	第9条第1項	委員会	懲戒審査特別委員会又は人事審査委員会 (以下第11条までにおいて「委員会」という。)
	第10条	教員については評議会に、その他の職員については総長に	総長に
	第11条	評議会又は委員会	委員会
	<p>2 総長は、前項の手続により懲戒処分を行ったときは、評議会に報告する。</p>		
	(懲戒に相当する量定の認定)		
	<p>第15条 第2条から第14条までの規定は、就業規則第48条の3の規定による退職した者又は解雇された者に係る就業規則第48条各号の懲戒に相当する量定の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
	附 則		
	<p>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>		